



課税課からのお知らせ

平成30年度の税制改正について

★課税課
市民税・県民税
市たばこ税
☎ 1122
☎ 1123

市民税・県民税

平成33年度（平成32年分）以後の市民税・県民税に適用されます。

①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除及び公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が同額引き上げられました（表1）。

②給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

※①②の見直しに伴い、給与

所得と年金所得の両方を有する方や特別障害者に該当する方、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方に負担増が生じないように措置が講じられました。

③公的年金等控除の見直し

公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限が設けられました。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合には、控除額を引き下げることとされました。

④基礎控除及び調整控除の見直し

合計所得金額が2,400万円を超える場合には、その金額に応じて控除額が減少し、2,500万円を超える基礎控除が適用されないこととされました（表1）。また、合計所得金額が2,500万円を超える場合には、調整控

市たばこ税

①市たばこ税率の引き上げ

平成30年10月1日から、製造たばこに係るたばこ税の税率が引き上げられます。なお、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、表2のとおり段階的に税率改正が実施されます。

②加熱式たばこに係る課税方式の見直し

紙巻たばこと加熱式たばこの間の大きな税率格差を解消するため、その製品特性を踏まえた課税方式の見直しが行われました。加熱式たばこの課税方式については、現行の「重量」を紙巻たばこの本数に換算する方式から、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式に変更され、平成30年10月1日から5年間にかけ段階的に移行します。

表2

税率（1,000本につき）	現行	平成30年10月1日～	平成31年10月1日～	平成32年10月1日～	平成33年10月1日～
製造たばこ（旧3級品を除く）	5,262円	5,692円	5,692円	6,122円	6,552円
製造たばこ（旧3級品）	4,000円	4,000円			

旧3級品については、特例税率が適用されていましたが、平成27年度税制改正により特例税率が廃止され、平成28年4月から段階的に税率が引き上げられており、平成31年10月1日以降、他の製造たばこと同じ税率になります。

※旧3級品とは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6銘柄をいいます。

平成29年度 情報公開・個人情報保護制度実施状況

★行政管理課 ☎ 1161

市では、開かれた民主的な市政の実現を目指し、情報公開及び個人情報保護制度を実施しています。

情報公開制度

●公開を請求できる人 どなたでも

●公開を請求できる情報

平成18年1月10日以後に市職員が職務上作成又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープなどで実施機関が保有しているもの（平成18年1月9日以前の情報についてもできる限り公開しています）

平成29年度 情報公開制度実施状況

実施機関	受付件数		決定内容等					
	請求※1	申出※2	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
市長	65	2	95	86	1	5	0	0
教育委員会	10	5	38	36	0	0	0	0
議会	3	2	3	0	0	0	0	0
その他	3	0	1	2	0	0	0	0
合計※3	81	9	137	124	1	5	0	0

※1 平成18年1月10日以後に市職員が作成又は取得した公文書の請求
※2 公開済みの公文書並びに旧本庄市及び児玉町から承継された公文書の請求
※3 1件の公開請求に対し、複数の決定がなされたものがあったため、決定内容等の合計が受付件数の合計よりも多くなっています。

個人情報保護制度

●開示を請求できる人

市に自分の情報が記録・保管されている本人（未成年者の場合は、法定代理人による代理人請求が可能です）

●制度を利用してできること

情報の開示、事実と異なる情報の訂正、収集された情報の削除（手続きに違反しているとき）、情報の利用・提供の中止（手続きに違反しているとき）

平成29年度 個人情報保護制度実施状況

実施機関	受付件数		決定内容等				
	請求	全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	取下げ
市長	23	2	20	0	0	0	1
その他	1	0	1	0	0	0	0
合計	24	2	21	0	0	0	1

※個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はありませんでした。
※公開できない内容の主なものは、請求者本人以外の個人情報等です。

★広報課 ☎ 1155

【本庄市ホームページ】へ広告を掲載しませんか

- 受付期間 随時
- 掲載場所 市ホームページの最下段（右上に1枠ランダム表示）
- 広告料（1枠あたり）月額 11,000円 ※長期掲載割引あり。
- 掲載期間 1か月から月単位（最長12か月）
- 広告の規格等 サイズ 上下50ピクセル・左右150ピクセル 形式 GIF形式で静止画（8キロバイト以下）

○申込 次の書類を郵送又は直接広報課（市役所3階）へ
・有料広告掲載申込書 ・広告原稿（電子データ）
・業務内容のわかる書類（パンフレット等）
・前年度分の市町村民税納税証明書（申込者が市外の場合）

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所広報課
※申込書及び詳細は市ホームページをご覧ください。